

# グループホーム「湯ごりの郷」 利用料金のご案内

令和6年6月1日

## 1. 入居利用料(負担割合証2割)

### (ア) 基本利用料

区 分	共同生活介護費Ⅱ (日額)	月 額 (30日の場合)	居室費	食材料費	水道光熱費	共益費	月合計
要支援2	1,498円	44,940円	日 額 2,000円	日 額 780円	日 額 300円	日 額 150円	141,840円
要介護1	1,498円	44,940円					141,840円
要介護2	1,568円	47,040円					143,940円
要介護3	1,616円	48,480円	月 額 (30日の場合) 60,000円	月 額 (30日の場合) 23,400円	月 額 (30日の場合) 9,000円	月 額 (30日の場合) 4,500円	145,380円
要介護4	1,648円	49,440円					146,340円
要介護5	1,680円	50,400円					147,300円

### (イ) 短期利用共同生活介護利用料

区 分	短期利用共同生活介護費Ⅱ (日額)	居室費	食材料費	水道光熱費	共益費	1日合計
要支援2	1,554円	日 額 2,000円	日 額 780円	日 額 300円	日 額 150円	4,784円
要介護1	1,562円					4,792円
要介護2	1,634円					4,864円
要介護3	1,682円					4,912円
要介護4	1,716円					4,946円
要介護5	1,748円					4,978円

※食材料費について、ご家族等が事前に希望された場合には、実費相当分にてご用意させていただきます。

※食材料費の内訳(朝食180円、昼食300円、夕食300円)

※共益費は、トイレットペーパー・ティッシュ・石鹸・シャンプー・洗剤等です。

### (イ) 加算費用

区 分	費 用	備 考
初 期 加 算	1日60円	入居した日から30日以内の期間
サービス体制強化加算(Ⅱ)	1日12円	常勤の看介護職員の割合が75%以上配置している場合
若年性認知症加算	1日240円	若年性の認知症の方を受け入れている場合
夜間支援体制加算(Ⅱ)	1日50円	ユニットに1名以上の夜間勤務体制を配置している場合
科学的介護推進体制加算	1月80円	心身の状況等の情報を厚労省に提供し情報を活用する
退居時相談援助加算	1回800円	退居時の相談援助、必要な情報提供を行った場合
協力医療機関連携加算	1月200円	協力医療機関との連携体制を構築している場合
医療連携体制加算Ⅰハ	1日74円	健康管理・医療連携体制を強化している場合
看取り介護加算	1日144円	看取りを行った場合(亡くなる前31日以上45日以下)
	1日288円	看取りを行った場合(亡くなる前4日以上30日以下)
	1日1,360円	看取りを行った場合(亡くなる前日、前々日)
	1日2,560円	看取りを行った場合(亡くなった当日)
高齢者等感染対策向上加算Ⅱ	1月10円	3年に一回以上施設内で感染者が発生した場合の感染防御等に係る実地指導を受けている場合
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	17.8%	介護保険に係る介護サービス費に各種加減算を加えた費用に17.8%をかけた分の費用を算定します。

## 2. 別途利用料（ご利用された方のみ必要です。）

区 分	費 用	備 考
寝 具 一 式	1日60円	1組（敷布団・掛け布団・毛布・枕・敷布・包布） ※持ち込み可
電 気 代	1日30円	持込電気器具1個につき
理 髪 料	1回2,000円	希望された方のみ利用できます
レクリエーション代	実 費	レクリエーション活動費用等
特 別 な 食 事	実 費	利用者個人の嗜好や状態によって出された食事
お む つ 代	実 費	おむつ・パット等の料金
病院等受診負担分	実 費	通院・往診・インフルエンザ予防接種・健康診断等
そ の 他	実 費	日常生活上においても必要とされるものであって、利用者負担が適切と認められる費用

## 3. その他

### （ア）入院及び外泊時等の居室費用

長期入院（半月）の場合の取り扱いにつきましては、その都度ご家族と話し合いの場を持たせていただきます。なお、入院した翌日から退院後入居日の前日まで、外泊の場合は外泊時の翌日から戻られた日の前日まで、居室費用、寝具代をいただきます。この場合、各種サービス費等の負担は必要ありません。

※入院等により空いている居室を短期利用共同生活介護で利用した場合、居室費用、寝具代等は、短期利用の利用者が支払うこととします。

（イ）退居時には居室現状復帰費用として、ご利用者による居室や共同スペース、備品等の破損または汚損に係る修理代等は、ご利用者の負担とさせていただきます。

（ウ）月の中途における入居または退居については、日割り計算となります

（エ）このサービスは、要支援1の方はご利用できません。